

「与謝野町プレミアム付商品券」の 取扱店を募集 します！

使えるにゃん！

消費税の引き上げにより、子育て世帯等の消費に与える影響を緩和するとともに、地域消費を下支えするため国の施策を受け、与謝野町とも連携を図りながらプレミアム付商品券事業を実施します。



カクニャン

◆与謝野町プレミアム付き商品券概要

発行総額	1億2,500万円（予定総額）
発行冊数	25,000冊（予定冊数）
発行形態	1冊（500円券×10枚セット）額面総額5,000円 購入者は1冊4,000円で購入/1人につき最大5冊まで購入可能
販売場所	与謝野町内郵便局7カ所（簡易郵便局は対象外）
購入者	与謝野町が引換券を配布する方のみ（予定5,000人程度）
利用期間	令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）（6ヶ月間）予定
精算期間	利用開始日から、令和2年4月23日（木）まで
精算方法	1. 換金申請窓口 京都北都信用金庫 与謝野町内3支店 2. 換金受付日時 毎月第2、第4木曜日 午前9時から午後1時まで（窓口にて受付） 3. 受付日から7営業日以内に指定口座へ振込精算します。 （振込口座は、出来るだけ北都信金の口座でお願いします） 4. 精算負担金は無料（振込手数料も商工会で負担）

※商工会では、与謝野町と連携して商品券の発行と取扱店の募集を行います。取扱店の登録をお申しいただくことで商品券が利用できる取扱店舗になっていただけますので、地域の皆様に地元商店でお買い物をしていただけますようお願いいたします。特に、今回は商品券の目的上、福祉、医療関係の事業所も取扱い事業所となることが出来ます。（取扱店の申込みには、商工会の加入の有無は問いません）

申込対象 与謝野町内に店舗等を有する事業所

申込期限 令和元年9月2日（月）午後5時まで

※ 期限以降も受け付けますが、商品券発行当初には、取扱店として周知できないこともあります。

申込先 与謝野町商工会 本所・支所の窓口・郵便受け

裏面の申込書と同意書に必要事項をご記入の上、ご提出ください

問合せ先 与謝野町商工会（Tel 43-1020 担当：松村・岡本）

<以下のものは、商品券は使用できません>

*たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

*出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気、ガス、水道、電話料など）

*現金との換金、金融機関への預け入れ

*金・プラチナ・銀・有価証券・金券・商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券）・旅行券・乗車券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性が高いもの

*土地・家屋購入・家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い

*風俗営業等の規制及び義務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関わる支払い

与謝野町商工会

〒629-2312

京都府与謝郡与謝野町字四辻150

電話本所：43-1020・FAX 42-0737

URL/http://web.yosano.or.jp/

加悦支所：43-1446・岩滝支所：46-3505

与謝野町プレミアム付商品券 取扱店申込書

事業所名		連絡先	Tel	—
ご担当者名			Fax	—
連絡先住所	〒 —			
精算金 振込口座	京都北都信用金庫 支店			
	●京都北都信用金庫に口座がない場合、希望の金融機関・支店を記入（郵便局も可）			
	預金種別		口座番号	
口座名義	(フリガナ)			
	(名義人名)			
取扱店名	お客様にご提示する取扱店の名称をご記入下さい。（町内のみ限定）		地区名	
店舗1				
店舗2				
店舗3				
<u>与謝野町プレミアム付商品券取扱いに関する同意書</u>				
与謝野町プレミアム付商品券事業運営委員会 様				
次の内容について同意します。				
1. 令和元年度「与謝野町プレミアム付商品券事業実施要領」に記載されている事柄について厳守します。				
2. 万が一、目的やルールに反する行為が確認された場合は、商品券取扱店の登録取り消しに応じるとともに、既申請分も含めて精算金の受け取りを辞退します。（又は返金します）				
3.				
令和元年 月 日				
(同意者)				
事業所名又は店名 _____				
代表者名 _____ (印)				

※ 1) 口座名義「フリガナ」欄も、必ずご記入下さい。

※ 2) 取扱店名欄には、今回発行の商品券取扱店になっていただける町内店舗名を全てご記入下さい。
商品券取扱店として、一覧に掲載します。（ロゴマークは不可）

※ 3) 取扱店「地区名」欄には、店舗所在地の地区名ご記入下さい。

※ 例えば、男山、東町、石田、上山田、四辻、三河内、算所、加悦、後野、滝・・・

◆申込期限 令和元年 9月2日 (月) まで

※ 期限以降も受け付けますが、商品券発行当初には、取扱店として周知できないこともあります。

◆提出先 与謝野町商工会 本所・支所 ※「同意書」にも記名・押印の上ご提出下さい。（FAX 不可）

◆問合せ先 与謝野町商工会 (Tel 43-1020 担当：松村・岡本)